

地域の会前回定例会以降の動き

令和元年11月19日

新潟県防災局原子力安全対策課

1 安全協定に基づく状況確認

● 10月8日、柏崎市、刈羽村とともに、発電所の月例の状況確認を実施しました。

[主な確認内容]

- ・ 6号機貯留堰（屋外）における潜水作業時のけが人の発生（8月26日）及び6/7号機コントロール建屋（非管理区域）における梯子の踏外しによるけが人の発生（9月19日）について概要説明を受け、現地の状況を確認しました。

● 10月19日、柏崎市、刈羽村とともに、発電所の状況確認を実施しました。

[主な確認内容]

- ・ 大湊側補助ボイラー建屋2階の電源室における火災の発生（10月18日）について概要説明を受け、現地の状況を確認しました。
- ・ 東京電力に対し、今回の原因調査、時系列の整理を行い、過去の事例を踏まえた対応が十分であったのか等を確認するよう求めました。

● 11月12日、柏崎市、刈羽村とともに、発電所の月例の状況確認を実施しました。

[主な確認内容]

- ・ 7号機原子炉建屋東側エリア（屋外）における現場確認時のけが人の発生（11月7日）について概要説明を受け、現地の状況を確認しました。
- ・ 大湊側補助ボイラー建屋2階の電源室における火災の発生（10月18日）について、現時点における調査状況の説明を受け、現地の状況を確認しました。
- ・ 6号機軽油タンクの液状化対策について概要説明を受け、現地の状況を確認しました。

2 原子力災害を想定した防災訓練

11月8日、9日の2日間に渡り、原子力災害を想定した防災訓練を実施しま

した。詳細は添付した報道資料をご確認ください。

3 新潟県原子力災害時の避難方法に関する検証委員会

11月12日、第8回避難委員会を開催し、原子力災害時の対応について議論していただきました。

[主な内容]

- ・スクリーニング及び安定ヨウ素剤の配布の計画について、県から説明し、議論していただきました。
- ・11月8日、9日に実施した原子力防災訓練について、視察を踏まえたご意見をいただきました。

4 その他

9月26日：報道資料 [東京電力が県に伝送している放射線監視データと実際の測定データを照合し、一致していることを確認しました。]

10月18日：報道発表 [柏崎刈羽原子力発電所での火災発生について（第1報）]

10月18日：報道発表 [柏崎刈羽原子力発電所での火災発生について（最終報）]

10月31日：報道発表 [原子力災害を想定した防災訓練を実施します。]

11月5日：報道発表 [第8回新潟県原子力災害時の避難方法に関する検証委員会を開催します。]

東京電力が県に伝送している放射線監視データと実際の測定データを照合し、一致していることを確認しました。

県では、東京電力から伝送され、県が公表している放射線監視データと現地記録計に保存されているデータの照合、確認を定期的に行っています。

今回、現地調査した結果、以下のとおり、双方のデータが一致していることを確認しましたので、お知らせします。

1 現地調査実施日

令和元年9月19日（木）

2 調査対象

- | | |
|---------------|------|
| (1) モニタリングポスト | MP-6 |
| (2) 海水局モニタ | 4号機 |

3 調査方法

県放射線テレメータシステムへ伝送された以下の期間のデータについて、現地記録計に保存されているデータと比較しました。

令和元年9月7日（土）14時10分から15時00分までの10分間ごとの値

4 結果

基準の範囲内で一致していました。

調査結果の詳細は別紙のとおりです。

本件についてのお問い合わせ先
原子力安全対策課課長補佐 飯吉
(直通) 025-282-1694 (内線) 6451

柏崎刈羽原子力発電所放射線監視データ現地確認調査

原子力安全対策課

1 モニタリングポスト

MP-6

調査対象日：令和元年9月7日

No.	測定時分	A 県伝送データ	B 現地記録計	差 (A-B)	評価
1	14時10分	36 nGy/h	36.4 nGy/h	-0.4 nGy/h	判定基準内で一致 判定基準±1nGy/h
2	14時20分	37 nGy/h	37.2 nGy/h	-0.2 nGy/h	
3	14時30分	37 nGy/h	36.7 nGy/h	0.3 nGy/h	
4	14時40分	37 nGy/h	36.8 nGy/h	0.2 nGy/h	
5	14時50分	37 nGy/h	37.0 nGy/h	0.0 nGy/h	
6	15時00分	36 nGy/h	36.0 nGy/h	0.0 nGy/h	

2 海水局モニタ

4号機

調査対象日：令和元年9月7日

No.	測定時分	A 県伝送データ	B 現地記録計	差 (A-B)	評価
1	14時10分	415 cpm	416 cpm	-1 cpm	判定基準内で一致 判定基準±4cpm
2	14時20分	419 cpm	418 cpm	1 cpm	
3	14時30分	415 cpm	416 cpm	-1 cpm	
4	14時40分	424 cpm	426 cpm	-2 cpm	
5	14時50分	427 cpm	427 cpm	0 cpm	
6	15時00分	409 cpm	409 cpm	0 cpm	

(注) 現地記録計はデータの記録方法の違いやデータ収集時間の微妙なずれ等により、県への伝送データと一致しないことがあります。

【測定の単位について】

- ・ Gy (グレイ) とは、物質 (空気) に吸収された放射線のエネルギー量 (吸収線量) を表します。
- ・ 1 nGy (ナノグレイ) は 10 億分の 1 Gy (グレイ) を表します。
- ・ nGy/h は 1 時間あたりの吸収線量を表します。
- ・ cps とは 1 秒あたりの放射線の計数値 (個数) を表します。
- ・ cpm とは 1 分あたりの放射線の計数値 (個数) を表します。

令和元年10月18日
16時40分
防災局原子力安全対策課

柏崎刈羽原子力発電所での火災発生について（第1報）

本日16時04分頃に、東京電力から柏崎刈羽原子力発電所の大湊側補助ボイラー建屋の電源室内で火災が発生したとの報告を受けました。

東京電力は消防に通報するとともに、初期消火を行っており、炎は消えているとのことですが、柏崎市消防が現場を確認中です。

なお、柏崎刈羽原子力発電所は、現在、全号機とも定期点検により停止中であり、この火災による放射能漏れなどはないとのことです。

また、県が実施している放射線モニタリングでは、異常な値は検出されていません。発電所周辺の県放射線モニタリングの状況はこちらからご覧いただけます。

<http://housyasen.pref.niigata.lg.jp/>

本件についてのお問い合わせ先

原子力安全対策課 伊藤

(直通) 025-282-1693 (内線) 6460

令和元年10月18日
17時15分
防災局原子力安全対策課

柏崎刈羽原子力発電所での火災発生について（最終報）

本日16時01分に発生した、柏崎刈羽原子力発電所の大湊側補助ボイラー建屋の電源室内の火災について、東京電力から、16時40分に柏崎市消防が現場を確認し、鎮火を確認したとの報告を受けました。

今回の火災の原因等については、改めて東京電力に説明を求めます。

なお、柏崎刈羽原子力発電所は、現在、全号機とも定期点検により停止中であり、この火災による放射能漏れなどはないとのことです。

また、県が実施している放射線モニタリングでは、異常な値は検出されていません。発電所周辺の県放射線モニタリングの状況はこちらからご覧いただけます。

<http://housyasen.pref.niigata.lg.jp/>

本件についてのお問い合わせ先

原子力安全対策課 伊藤

(直通) 025-282-1693 (内線) 6460

原子力災害を想定した防災訓練を実施します。

県では、地域防災計画（原子力災害対策編）や、原子力災害広域避難計画の策定を踏まえ、情報伝達、広域避難・屋内退避、スクリーニング等を主な訓練項目とする原子力防災訓練を下記のとおり実施します。

記

1 日時

(1) 本部運営訓練等

令和元年 11 月 8 日（金） 10 時から 15 時頃まで

(2) 住民避難訓練等

令和元年 11 月 9 日（土） 8 時から 14 時頃まで

2 参加住民及び参加機関

参加住民 約 165,500 人（避難：約 500 人、屋内退避：約 165,000 人）

参加機関 約 55 機関（県内 30 市町村、内閣府、原子力規制庁、東京電力 HD ほか）
約 600 人

3 訓練項目（詳細は別紙のとおり）

- ① 県災害対策本部等運営訓練
- ② 現地災害対策本部運営訓練
- ③ 緊急時通信連絡訓練
- ④ 緊急時モニタリング訓練
- ⑤ PAZ 内放射線防護対策施設の屋内退避訓練
- ⑥ PAZ 内住民の避難訓練
- ⑦ UPZ 内住民の屋内退避訓練
- ⑧ UPZ 内住民の一時移転訓練
- ⑨ 安定ヨウ素剤緊急配布・予防服用訓練
- ⑩ スクリーニング・簡易除染訓練
- ⑪ 交通規制訓練
- ⑫ 広報活動訓練
- ⑬ 道路啓開等関係機関による個別訓練

4 その他

- ・ 訓練当日の取材要領は、後日配布します。
- ・ 取材エリアを区切りますので、腕章等の着用をお願いします。
- ・ 大雨や洪水警報が発表された場合等、災害発生が予想される場合は訓練を中止する場合があります。

別紙 訓練内容

1 1月8日（金） 本部運営訓練等 計5項目

①県災害対策本部等運営訓練

地震に伴う原子力発電所の事故に対応するため、県災害対策本部を設置し、知事を本部長とした意思決定訓練を実施する。

【実施場所】新潟県庁（大・中会議室、災害対策本部会議室）

【訓練時間目安】10：00～15：00頃

②現地災害対策本部運営訓練

原子力発電所の事態悪化に伴い、県現地災害対策本部を柏崎刈羽原子力防災センター（以下、オフサイトセンター）に設置し、国や関係機関と情報共有等を実施する。

【実施場所】オフサイトセンター

【訓練時間目安】10：00～15：00頃

③緊急時通信連絡訓練

原子力発電所からの通報連絡を受け、県、市町村など関係機関と情報共有を行う。

【主な実施場所】柏崎刈羽原子力発電所、オフサイトセンター、新潟県庁

【訓練時間目安】10：00～15：00頃

④緊急時モニタリング訓練

緊急事態における要員参集や、放射性物質放出後を想定した緊急時モニタリング訓練を実施する。

【主な実施場所】オフサイトセンター、モニタリングポスト（新道局、西山局）周辺

【訓練時間目安】13：00～15：00頃

⑬道路啓開等関係機関による個別訓練

①PAZ 住民を円滑に避難させるため、被災した避難道路の道路啓開を実施する。また、道路啓開後、除雪車の出動体制を確認する。

②発電所構内の傷病者を救急車で搬送する。

【実施場所】①柏崎市、刈羽村地内の国道 116 号線の一部、除雪ステーション

②柏崎刈羽原子力発電所

【訓練時間目安】10：00～12：00頃

1 1 月 9 日（土） 住民避難訓練等 計 8 項目

⑤PAZ 内放射線防護対策施設の屋内退避訓練

PAZ 内の社会福祉施設において要配慮者の屋内退避を実施し、放射性物質が入り込まないように、フィルタリングシステムを稼働する。また、福祉車両による要配慮者避難の対応を確認する。

【主な実施場所】 障害福祉施設さざなみ学園 地内

【訓練時間目安】 9：30～11：00 頃

⑥PAZ 内住民の避難訓練

PAZ 市村の住民の広域避難を実施し、併せて、受入市町村による避難経由所受入訓練を実施する。

【主な実施場所】

○バスによる避難：PAZ 市村の一時集合場所から受入市町村の避難先施設まで

柏崎市 →村上市（神林地区公民館）

妙高市（市総合体育館）

糸魚川市（ふれあいセンタービーチホールまがたま）

刈羽村 →村上市（神林地区公民館）

○船舶による避難：柏崎市（椎谷海浜公園）

○ヘリによる避難：刈羽村（源土運動公園）から村上市（グリーンパーク荒川）まで

その後、村上市（神林地区公民館）へバスで避難

【訓練時間目安】 9：00～12：00 頃

⑦UPZ 内住民の屋内退避訓練

防災行政無線などにより住民に周知し、各 UPZ 市町において屋内退避を実施する。

【主な実施場所】 UPZ 市町（柏崎市、小千谷市、見附市、上越市、出雲崎町）

【訓練時間目安】 8：00～10：00 頃

⑧UPZ 内住民の一時移転訓練

放射性物質放出を想定し、UPZ 市町の住民の一時移転訓練を実施する。

【主な実施場所】 UPZ 市町（長岡市、見附市、燕市、出雲崎町）の一時集合場所から燕市（大河津分水さくら公園）のスクリーニングポイントまで

【訓練時間目安】 9：00～12：00 頃

⑨安定ヨウ素剤緊急配布・予防服用訓練

スクリーニングポイントを通過する UPZ の住民に対して、安定ヨウ素剤を配布する。

【実施場所】 燕市（大河津分水さくら公園）

【訓練時間目安】 9：50～12：00 頃

⑩スクリーニング・簡易除染訓練

UPZ の住民と避難車両のスクリーニングと簡易除染を実施する。

【実施場所】 燕市（大河津分水さくら公園）

【訓練時間目安】 9：50～12：00 頃

⑪交通規制訓練

国道 116 号緊急通行路指定に伴う検問、緊急通行車両等確認標章交付、手信号、発電機による信号機復旧訓練を実施する。

【主な実施場所】 柏崎市、刈羽村地内の国道 116 号線の交差点 1、2 箇所

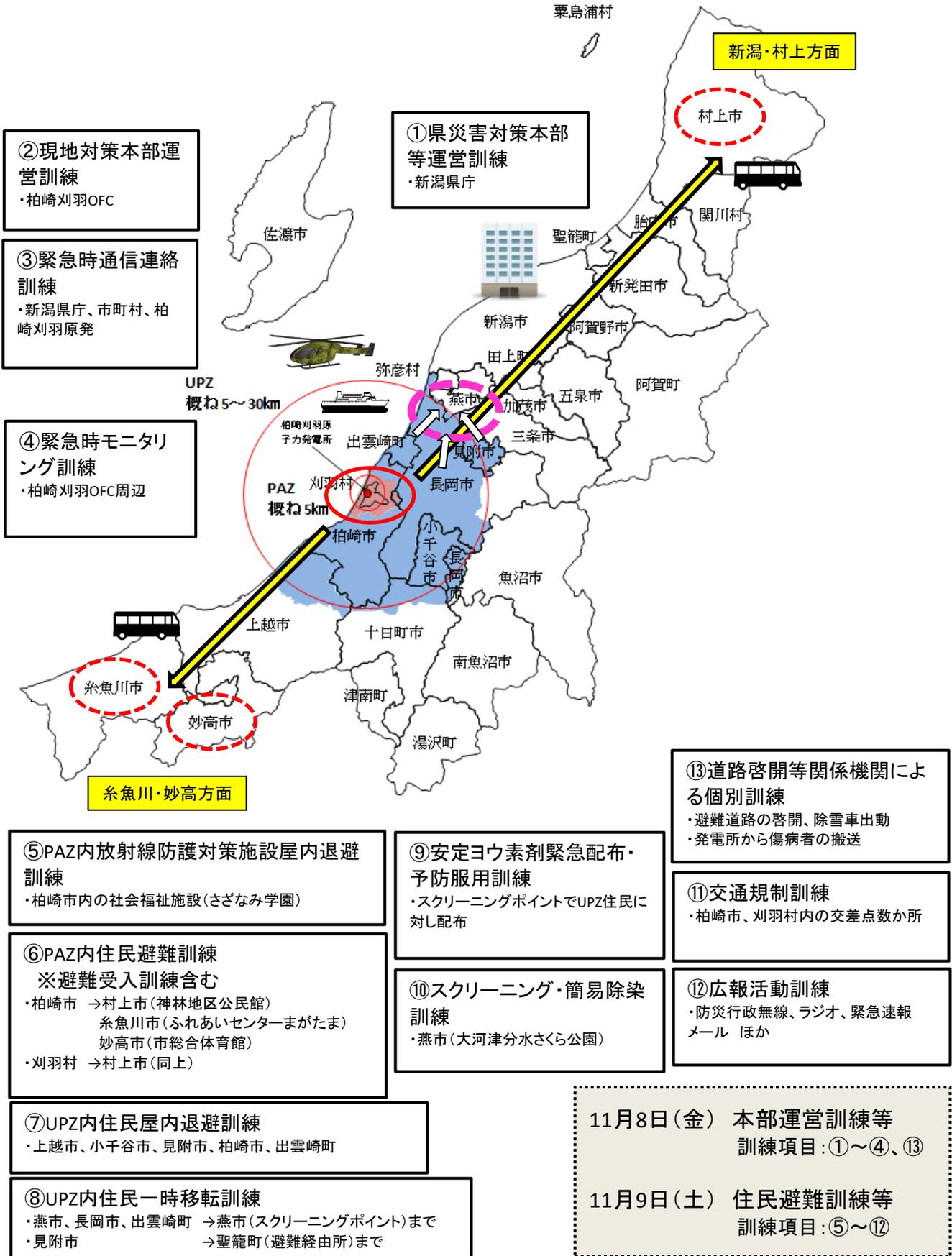
【訓練時間目安】 9：00～11：00 頃

⑫広報活動訓練

県や市町村等において、防災行政無線、広報車、緊急エリアメール等を使用した住民等への広報を行う。

【訓練時間目安】 8：00 頃～（県は 8 日にラジオによる広報を実施予定）

R1原子力防災訓練 全体イメージ



【本件についてのお問い合わせ先】

○訓練全般に関すること

防災局原子力安全対策課長 原
(直通) 025-282-1690 (内線) 6450

○個別訓練に関すること

(1) 本部等運営、緊急時モニタリング、放射線防護対策施設に関する訓練など

訓練項目：①②③④⑤

防災局原子力安全対策課長 原 (連絡先同上)

(2) 市町村と県で行う訓練など

訓練項目：⑥⑦⑧⑫

防災局原子力安全対策課長 原 (連絡先同上)

※必要に応じて、各市町村原子力防災担当にご案内させていただきます。

(3) スクリーニング・安定ヨウ素剤緊急配布などに関する訓練

訓練項目：⑨⑩

○訓練のうち、車両の検査・除染に関する事項を除く

福祉保健部医務薬事課長 阿部

(直通) 025-280-5182 (内線 2540)

○訓練のうち、車両の検査・除染に関する事項

防災局原子力安全対策課長 原 (連絡先同上)

※必要に応じて、各市町村原子力防災担当にご案内させていただきます。

(4) 交通規制などに関する訓練

訓練項目：⑪

警察本部交通規制課 落合

(代表) 025-285-0110 (内線 5191)

(5) 関係機関による個別訓練

訓練項目：⑬

○発電所からの搬送などについて

柏崎市消防署長 田辺

(代表) 0257-24-1500 (内線 310)

○道路啓開・除雪車対応などについて

国土交通省北陸地方整備局道路部道路管理課長 本保

(直通) 025-370-6744 (内線 4411)

令和元年 11 月 5 日
防災局原子力安全対策課

「第 8 回新潟県原子力災害時の避難方法に関する検証委員会」を開催します。

「第 8 回新潟県原子力災害時の避難方法に関する検証委員会」を下記のとおり開催します。

記

1 開催日時

令和元年 11 月 12 日(火) 13 時 00 分から 16 時 30 分まで

2 場所

新潟県自治会館 講堂
(新潟市中央区新光町 4 番地 1)

3 議事

- (1) 事故情報等の伝達体制及び放射線モニタリングに係るこれまでの議論の整理について
- (2) 屋内退避に係る委員意見について
- (3) スクリーニング計画について
- (4) 安定ヨウ素剤の配布計画について
- (5) 令和元年度新潟県原子力防災訓練について

4 会議の公開

会議は公開で行い、一般の傍聴者の定員は 50 名（先着順）です。
会場には、別途、記者席を設けます。

5 取材の受付

取材の受け付けは、当日の 12 時 30 分からです。会議の取材を希望する方は、所属する報道機関の発行する腕章がある場合はそれを持参し、会議開始前に会場の受付で所属及び氏名を記入してから入場してください。所属する報道機関の発行する腕章がない場合は、受付で報道関係者腕章の交付が受けられます。

また、会議終了後、委員長のぶら下がり取材を受け付けます。カメラ等での撮影は、職員の指示に従ってください。

本件についてのお問い合わせ先
原子力安全対策課課長補佐 飯吉
(直通)025-282-1694 (内線)6451

「地域の会」委員質問への回答

〈高桑委員〉

フィルタベント設備の液状化の取り組みについて、東電は定例会で「6号機 詳細設計中、7号機 工事中」と報告しています。

フィルタベント設備の液状化工事に関して質問です。

- ① 「東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定書」第3条では、「東京電力は、施設設備の新增設をしようとするときは県及び市・村の事前了解を得る」ことになっています。また、3条の運用の中で「施設の設置変更のうち周辺地域の線量評価に係るものは事前了解の対象とする」となっています。

現在進められているフィルタベント設備の液状化対策工事は、事前了解の対象に該当するのではないですか。

回 答

フィルタベント設備は、周辺地域住民の線量評価に係るものとして事前了解の対象としております。

事前了解は、当該設備を設置しようとする計画、例えば、線量評価に関する事項のほか、地震により機能を喪失しない設計とするなど、当該設備の基本的な設計方針を確認し、了解するかどうかを判断します。

ご質問いただきましたフィルタベント設備の液状化対策工事については、設計方針を実現させるための具体的な内容であり、事前了解の対象としてではなく、県といたしましては、今後、技術委員会で、柏崎刈羽原発の安全性確認の中で確認していただきたいと考えています。

- ② 事前了解の対象になる場合、3条の運用の中に「事前了解の要否については、計画の内容、重要度を勘案し、協議する」ともあります。
これまでにフィルタベント設備の液状化対策工事について、事前了解の要否を東京電力と協議しましたか。

回 答

質問①の回答のとおり、県といたしましては、今後、技術委員会で、柏崎刈羽原発の安全性確認の中で確認していただきたいと考えており、事前了解の要否について、東京電力と協議していません。

【参考】事前了解に関する規定

○東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定書

計画等に対する事前了解

第3条 丙は、原子力発電施設及びこれと関連する施設等の新增設をしようとするとき又は変更をしようとするときは、事前に甲及び乙の了解を得るものとする。

○東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定の運用について

3 第3条について

(1) 事前了解の対象とするものは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年6月10日法律第166号）で定める施設の設置、変更のうち周辺地域住民の線量評価に係るもの及び復水器の冷却に係る取排水施設とする。

ただし、事前了解の要否については、計画の内容、重要度を勘案し、その都度協議するものとする。

(2) 丙は、事前了解を得ようとするときは、その計画の概要を記載した文書を甲及び乙に提出するものとする。

なお、この文書には、周辺地域住民の線量評価に関する事項及び復水器の冷却に係る取排水に関する事項も記載するものとする。

甲：新潟県、乙：柏崎市及び刈羽村、丙：東京電力株式会社